

第3回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年1月19日（月）
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、 笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【執行部】山根総務部長、末岡総務課長、森脇防災安全課長

【事務局】下間局長、濱見書記

議題

1 ハラスメントの防止に関する取組について

- (1) 執行部との意見交換
- (2) その他

2 その他

○次回開催 月 日() 時 分 場所

(仮称)浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に係る検討について

カスタマーハラスメントが様々な業種で深刻な社会問題となっており、対応策が求められていることから、令和 7 年 6 月の改正労働施策総合推進法及び今後示される指針等を踏まえ、条例の制定に向けた検討を行います。

また、市議会においても同様の問題意識を持っておられることから、市議会のご意見を伺いながら、検討を進めます。

1 目的及び検討方法

市内の就業者がカスタマーハラスメント被害を受けない安全な環境を構築し、被害抑止を図る。検討に当たっては、識見者、経済・労働団体等で構成する組織を設置し、意見を聞くとともに、事業者アンケート及びパブリックコメントを実施する。

2 主な検討内容等

- (1) 現状と課題の把握
- (2) カスタマーハラスメントの定義
- (3) カスタマーハラスメントの対象とすべき範囲
- (4) 実効性のある防止対策の取組
- (5) 法的拘束力を持つ規定の要否
- (6) 松江地方検察庁との協議(罰則を規定する場合)

※ 協議期間 3 か月程度

3 コンサルティング事業者への業務委託

本市ではカスタマーハラスメントに関する制度運用の経験が限られているため、コンサルティング業務の委託により先進事例や専門的知見を活用して、実効性と法的安定性を備えた制度構築を図る。

4 その他

国において今後示される指針や考え方を適切に反映し、国の法令・指針との整合性を確保した条例とする。